

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

警 務 第 2 2 6 号  
令 和 4 年 9 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地方警務官の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令の  
制定について

この度、地方警務官の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓  
令（令和4年9月青森県警察本部訓令第20号）を別添のとおり制定した。

制定の理由及び内容については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、  
事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 制定の理由

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部が改正され、育  
児参加のための休暇の対象期間が拡大されたことなどに伴い、地方警務官の特別休  
暇に係る規定を整備するため制定したものである。

#### 2 制定の内容

##### (1) 育児参加のための休暇の対象期間の拡大

育児参加のための休暇について、その対象期間を「出産の日後8週間を経過す  
る日まで」から、「出産の日以後1年を経過する日まで」に拡大した。

##### (2) 不妊治療のための特別休暇の新設

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に  
取得できる特別休暇を新設した。

取得期間については、1の年において5日（体外受精及び顕微授精に係るもの  
である場合にあつては、10日）の範囲内の期間とし、取得単位については、1日  
又は1時間（残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時  
間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。）とした。

##### (3) その他所要の整備

用語の整理等、その他所要の整備を行った。

#### 3 施行年月日

令和4年10月1日

本件担当：警務課企画係

青森県警察本部訓令第20号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
各 警 察 署

地方警務官の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

青森県警察本部長 磯 丈 男

地方警務官の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

地方警務官の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成6年11月青森県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇) 第11条 特別休暇は、次に掲げるものとし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 〔(1)～(5) 略〕 <u>(5の2)</u> 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の人事院が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲の期間 〔(6)～(9) 略〕 (10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における5日の範囲内の期間 〔(11)～(18) 略〕</p> <p>2 前項第5号の2及び第9号から第12号までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p>	<p>(特別休暇) 第11条 〔略〕 〔(1)～(5) 同左〕 〔号を加える。〕 〔(6)～(9) 同左〕 (10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、当該期間内における5日の範囲内の期間 〔(11)～(18) 同左〕</p> <p>2 前項第9号から第12号までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	